

国立大学法人静岡大学教育学部附属島田中学校

「島附サポートネットワーク＊猫の手孫の手会」会則

(平成20年4月1日施行)

- 第一条 (名 称)  
この会は「島附サポートネットワーク＊猫の手孫の手会」(以下「本会」という)とする。
- 第二条 (目 的)  
本会は附属島田中学校(以下「島附」という)と在校生および在校生保護者と連携し、島附の教育・生活環境の充実に努め、延いては島附の発展に寄与することを目的とする。
- 第三条 (会 員)  
本会の会員は在校生保護者有志、卒業生保護者有志、卒業生有志及び島附在籍経験者有志とする。
- 第四条 (事 業)  
本会は第二条の目的を達成する為に必要と思われる事業を行う。
- 第五条 (活 動)  
本会会員は第四条の事業の活動に当たってはボランティアによる支援・協力活動をするものとする。
- 第六条 (役 員)  
本会には下記の役員を置く。  
代表 1名  
運営委員 6～10名
- 第七条 (相談役・顧問・特別委員)  
本会には役員会の承認により、相談役・顧問・特別委員を置くことができる。

- 第八条 (役員任期 および選出)  
役員は各自に支障が生じない限り継続するものとする。  
役員に欠員が生じた場合、その選出にあたっては役員会で協議決定する。
- 第九条 (会 議)  
本会の会議は総会と役員会とし、必要に応じ代表が招集し開催することができる。
- 第十条 (運営費)  
会費は徴収せず、寄付金及び賛助金を以て運営費に充てる。
- 第十一条 (その他)  
上記に定めのない事項は役員会にて協議決定することとする。

「島附サポートネットワーク＊猫の手孫の手会」(略称：猫孫会)

代 表	中 島 裕 子
運営委員	平 井 明 子
〃	北 河 朋 奈
〃	長 野 善 之
〃	不 破 篤 子
〃	浅 原 慶 徳
〃	井 上 卓 也